

電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ
犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための陳情書

2008年5月27日

法務大臣 鳩山邦夫 様

告発者・陳情者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館21号室

電話&FAX 03-5212-4611

告発・陳情趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク（以後、NPOテクノロジー犯罪被害ネットワークと称する）は、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使って特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪（以後、テクノロジー犯罪と称する）、および不特定多数あるいは特定少数による人的嫌がらせ犯罪（以後、嫌がらせ犯罪と称する）を解決すべく取り組んでまいりました。この10年間で500名に迫る被害者を確認し、その居住県から、全国的広がりがあることが分かってまいりました。また、定例会、相談会、アンケート調査（240名）を実施して被害実態の把握に努めてまいりました。アンケート調査の結果は『被害者240名アンケート調査結果報告書』にまとめて添付致しました。またアンケート調査結果に基づいて「テクノロジー犯罪被害フォーラム」を昨年8月6日（月）東京で、本年3月2日（日）には大阪で開催し、一般の皆様はこの犯罪をご理解頂くための啓蒙活動を行ってまいりました。ここに東京フォーラムを記録したDVDを添付致しましたので合わせて参考にして頂きたいお願い申し上げます。これら調査・集計の結果、以下の犯罪行為に確信がもてるようになりましたので、ここに告発致しますとともに、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪を撲滅するため以下陳情致します。

犯罪実態の告発

1. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で人間の生理機能から運動機能、五感、感情、三欲、さらには思惟活動まで影響を及ぼすことができるテクノロジーが使われています。

2. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で声・音を聞かせる技術が使われています。
3. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で映像を見せるテクノロジーが使われています。
4. テクノロジー犯罪には、遠距離から、見えない方法で身体の一部をピンポイントで攻撃できるテクノロジーが使われています。
5. 上記により、テクノロジー犯罪が可能にしている個人攻撃は多様で、プログラムの組み方次第でいかようにもアレンジでき、しかも24時間365日、日本中どこへ移動しようがその影響下に置くことができるようにシステム化・ネットワーク化されていると考えられます。
6. テクノロジー犯罪には嫌がらせ犯罪が伴っています。
7. 嫌がらせ犯罪は、詳細な打ち合わせがなければ行えないことから、それを計画し、指示し、実行する組織が被害者の周辺に存在しなければできない犯罪です。
8. 嫌がらせ犯罪は他地域に移動しても行われることから、同様の組織が各地に存在し（各自治体単位）、組織間の連絡網が完備していると考えられます。
9. 嫌がらせ犯罪は、被害者を絶えず監視していなければ行えないことから、最先端の監視テクノロジー（盗聴・盗撮テクノロジー）が使われていると考えられます。
10. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の対象者は老若男女を問いません。子供の頃からの被害者も多く存在します。
11. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪は30年を越える歴史があると考えられます。
12. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪、どちらも突然畳み掛けられた場合、パニックに陥っておかしくないものであります。それがむしろ人間の自然であります。そのような被害者の受け入れ場所として精神病院が位置づけられ定着しようとしています。これは正しい対処の仕方ではありません。この精神病院への位置づけにも作為が働いていることが考えられます。
13. 上記両犯罪により、個人破壊はもちろん、家族破壊、組織破壊、社会破壊、国家破壊が可能であります。
14. 上記理由から、両犯罪には破壊活動防止法が適用されてしかるべきであります。また組織犯罪対策法が適用できることはもちろんであります。テロ対策法の適用も考慮されていい犯罪であります。

以上告発申し上げますが、テクノロジー犯罪被害者は被害を認識できた人だけではないことが考えられます。今日社会問題化している、ひきこもり・自殺者の増加、異常な殺人事件等重犯罪の増加、うつ病・統合失調症など精神疾患の増加

等は、この問題を知らなければ正しく理解できないものと考えます。またテクノロジー犯罪被害者でありながら被害を認識していない潜在的被害者がたくさんいることも予想されます。さらには口外できない恥ずかしい被害を受けている被害者、精神疾患と誤解されるのを恐れて表に出さないでいる被害者の存在も考えられます。以上のことから、相当数の国民がテクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の標的とされていることが考えられ、これは国民的問題と捉えて対処されるべき問題と考えますことから、以下陳情致します。

陳情項目

1. テクノロジー犯罪に対処できる法整備のお願い

テクノロジー犯罪は、見えない方法によるため、被害との因果関係の説明が難しい犯罪であります。しかし、テクノロジーの発達に伴って犯罪も変わってまいります。時代に即した犯罪捜査ができてその時代の治安が保たれてまいります。そのことから、現代のテクノロジー犯罪に対処できる法整備を早急にお願い致します。

2. 嫌がらせ犯罪に対処できる法整備のお願い

嫌がらせ犯罪の一つにつきまといがありますが、不特定多数あるいは特定少数によるもので、恋愛感情に基づいておりません。このことからストーカー法に抵触しないつきまといであります。恋愛感情に基づかず、不特定多数あるいは特定少数によるもので、加害者の特定が難しい場合でも、組織犯罪で間違いのないので、被害者が法で保護されるよう法整備をお願い致します。

3. テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の認識の周知徹底と、両犯罪に適切に対処できる職員を育成する教育体制確立のお願い

テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の実態をご理解いただき、法務省管轄下の全職員がそれを認識できるよう周知徹底して下さい。そのために添付しました『被害者240名アンケート調査結果報告書』、テクノロジー犯罪被害フォーラム（東京）DVDをご利用下さい。ご要望があれば当方が出向いて説明致します。

また、両犯罪被害者が相談に来た場合、適切に対処できるよう職員の教育体制を確立して下さい。この場合被害者はパニックに陥っている可能性があります。しかしそのパニック状態を理解することが大事であります。そのためにも、パニックが去って自分を客観的に見られるようになった被害者の話しをよく聞いて、その状況を理解しておく必要があります。そしてどのように取り乱していても、精神的問題としてだけ結論付けるのは正しい対処ではありません。そこで外的要

困を取り除いて落ち着かせることができるよう設備面の充実もお願い致します。

4. 被害者証言の尊重、聴取体制の確立

法治国家においては、法に基づいて万事が行われているかしっかり監視して、それに反するものに対処していくのが法務省の仕事と考えます。しかし時代の進歩に伴って犯罪も変わってまいります。その変化を確認していくことも重要な仕事であります。それには犯罪被害と信じて訴えてくる人々の話をよく聞くことあります。人間が五感で感じていることを素直に表現している訴えほど尊い証言はありません。各検察庁・法務局でテクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の聴取体制を確立して下さい。

5. 全国的な聴取結果の取りまとめと公表のお願い

上記全国での聴取結果を取りまとめて、テクノロジー犯罪、嫌がらせ犯罪の全国的な実態を公表して下さい。

以上

添付書類・DVD

- | | |
|---------------------------|----|
| 1. 被害者240名アンケート調査結果報告書 | 1部 |
| 2. テクノロジー犯罪被害フォーラム（東京）DVD | 3枚 |